



平成22年9月9日

国土交通省

経済産業省

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」等の一部改正  
に関するパブリックコメントの募集について

国土交通省及び経済産業省では、乗用自動車及び貨物自動車のエネルギー消費効率の測定方法について、現在用いられている10・15モード測定法から、より実走行に近づけたJC08モードへの円滑な移行のため、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」等の一部改正を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおりで募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

## 意見募集要領

### 1. 意見募集対象

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の一部改正について(別添参照)

### 2. 意見募集期間

平成22年9月9日(木)～平成22年10月8日(金)(必着)

### 3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に記載の上、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法でご意見を送付して下さい。この際、ご提出いただく郵送、FAX及び電子メールには、必ず「『乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等』等の一部改正に係るパブリックコメント」と明記して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

<宛先>

国土交通省

住所: 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 燃費パブリックコメント係 あて

FAX番号: 03-5253-1639

電子メールアドレス: g\_TPB\_GAB\_KKY@mlit.go.jp

## 経済産業省

住所: 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー対策課 燃費パブリックコメント係 あて

FAX番号: 03-3580-8396

電子メールアドレス: shouene-pub@meti.go.jp

※ 意見募集は、国土交通省及び経済産業省において同時に実施されており、ご意見はどちらかにご提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省にご提出いただく必要はありません。

※ コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。電子メールでご意見を送付される場合は、必ずメール本文にテキスト形式で御意見を御記入下さい。

## 4. 注意事項

- ・頂いたご意見に対しての個別の回答は対応しかねますので、予めご了承願います。
- ・頂いたご意見は、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい(匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。)。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

(お問い合わせ先)

国土交通省 自動車交通局

技術安全部 環境課 猶野、梶原

電話: 03-5253-8111(内線42-504)、03-5253-8603(直通)

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 小林、伊藤

電話: 03-3501-1511(内線 4541)、03-3501-9726(直通)

経済産業省 製造産業局 自動車課 笠間、永野

電話: 03-3501-1511(内線 3831)、03-3501-1690(直通)

(別紙)

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 環境課

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 宛

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」の一部を改正する告示(案)に対する意見

フリガナ 氏名	
所属	(会社名又は所属団体名)
	(部署名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	

「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」及び  
「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」  
の一部を改正する告示(案)について

平成 22 年 9 月  
国 土 交 通 省  
経 済 産 業 省

## 1. 改正の背景

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、自動車製造事業者等は、国が定めた燃費基準を達成するとともに、販売する自動車の燃費値をカタログ等に表示しなければならないこととされており、その達成の判断の基準や表示方法については、国土交通省及び経済産業省が告示により定めています。

現行の判断の基準は、2015 年 3 月までは 10・15 モードにより測定した方法により平成 22 年度燃費基準(ディーゼル乗用自動車にあつては、平成 17 年度燃費基準。以下同じ。)を達成することが義務づけられており、また、表示についても 10・15 モードにより測定した燃費値(以下「10・15 モード燃費値」という。)が義務付けられています(ただし、JC08 モードにより排ガス基準を満たした車両については 10・15 モード燃費値に加え JC08 モードにより測定した燃費値(以下「JC08 モード燃費値」という。)を併記)。

一方で、排気ガス規制においては、これまで 10・15 モードにより測定した排気ガス量による規制であったものが、2011 年 4 月以降に型式指定を受ける車両は、全て JC08 モードによる測定方法となり、また、2013 年 3 月以降は、継続生産車も含めて全ての車両が JC08 モードによる測定方法となることが決められております。

燃費についても、排気ガス規制と測定方法を合わせることにより、燃費測定に伴う自動車メーカーの負担軽減を図るとともに、表示方法を JC08 モード燃費値の表示に統一することにより、一般消費者による自動車の燃費性能の評価を行いやすくする必要があります。

## 2. 改正の概要

### (1)表示

現在、10・15 モード燃費値を表示することとされているところ、2011 年 4 月以降、型式指定を受ける自動車については、JC08 モード燃費値を表示することとします。ただし、2013 年 2 月までの間は、10・15 モードによる測定により排気ガス基準を満たす自動車も存在することから、10・15 モード燃費値のみの表示も認めることとします。

### (2)判断の基準

型式指定時に、10・15 モード燃費値を測定せず、JC08 モード燃費値を測定している自動車について、平成 22 年度燃費基準の達成状況を報告する際は、JC08 モード燃費値を一定の換算式を用いた換算値により、実測の 10・15 モード燃費値と併せて基準の達成を判断できることとします。

## 3. 今後のスケジュール

公 布 日 平成 22 年 10 月下旬(予定)  
施 行 日 平成 23 年 4 月(予定)